

鮫浜小学校PTA個人情報取扱規則

- 第 1 条 この規則は、鮫浜小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。
- 第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第 4 条 本会における個人情報の管理責任者は、PTA会長とする。
- 第 5 条 本会における個人情報の取扱者は、PTA本部役員・各委員会委員とする。
- 第 6 条 個人情報の管理責任者および取扱者は、個人情報を不当な目的に使用してはならない。
- 第 7 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。
1. 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等）
 2. 会員の子どもの氏名・クラス
 3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第 8 条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
1. PTA活動に必要な連絡網（緊急連絡先など）
 2. 各種行事の案内・文書等の配布
 3. PTA行事等の出席名簿・役員選出名簿
 4. PTA会費の集金管理
- 第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規則により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第 10 条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理責任者または取扱者が厳正に保管し適正に管理する。また不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

- 第 11 条 個人情報を取扱う電子機器・電子媒体は、適切な状態を維持することとする。
1. OS（オペレーティングシステム）や各種ソフトウェアは、アップデートを行い最新の状態に保つ
 2. ウイルス対策ソフトをインストールし、最新の定義ファイルを適用する
- 第 12 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 第 13 条 本会は、鮫浜小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。
1. 利用する項目：第 7 条で定める通り
 2. 利用するものの範囲：鮫浜小学校と本会
 3. 利用目的：第 8 条で定める通り
 4. 管理責任者：第 4 条で定める通り
- 第 14 条 個人情報を第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、都、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 対象者の同意を得ている旨
- 第 15 条 第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、都、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第 16 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

- 第 17 条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は直ちに管理責任者へ報告する。
- 第 18 条 本会は、第5条で定める個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について確認する。
- 第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

付 則

- 第 20 条 この規則は、法令の改正または本活動に支障をきたす場合には、運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。ただし、改正の結果は総会において報告しなければならない。
- 第 21 条 この規則は、令和3年3月22日より施行する。

令和 3年 3月 制定